

## 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例

平成29年3月28日三重県条例第1号  
改正 令和元年12月23日三重県条例第25号

### (趣旨)

第1条 この条例は、三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び調査審議の手續等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 諮問庁 三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関のうち、同条例第21条第1項若しくは第23条第1項の規定により諮問したもの又は三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関のうち、同条例第43条第1項若しくは第45条第1項の規定により諮問したものをいう。
- 二 公文書 情報公開条例第13条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）をいう。
- 三 保有個人情報 個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等、同条例第34条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第41条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

### (設置等)

第3条 諮問庁による諮問に応じ、審査請求についての調査審議及び個人情報保護条例その他の条例によりその権限に属させられた事項を行うため、三重県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項のほか、個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関から諮問があったときは、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する。
- 3 審査会は、前2項のほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について調査審議し、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関又は個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、前3項のほか、情報公開条例第31条第1項に規定する出資法人等若しくは個人情報保護条例第48条第1項に規定する出資法人等（以下この項において「出資法人等」と総称する。）又は情報公開条例第32条第1項に規定する指定管理者から諮問があったときは、当該出資法人等又は当該指定管理者の情報公開又は個人情報の保護について必要な意見を述べることができる。

### (組織)

第4条 審査会は、委員8人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでな

い。

- 3 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に、委員のほか、専門委員を置くことができる。

(合議体)

第5条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者4人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件等について調査審議する。

- 2 前項の合議体の決定をもって、審査会の決定とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、審査会は、必要があると認めるときは、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件等について調査審議する。

(委員及び専門委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者の中から、知事が任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。

- 4 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者の中から、知事が任命する。

- 5 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議に必要な期間とし、知事がその都度定める。

- 6 知事は、委員若しくは専門委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員若しくは専門委員に職務上の義務違反その他委員若しくは専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員又は専門委員を罷免することができる。

- 7 委員及び専門委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、調査審議をしなければならない。

- 8 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員等の回避)

第8条 委員及び専門委員は、調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、会長の許可を得て、回避することができる。

- 2 会長は、自己に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、前条第3項の規定により会長の職務を代理する者の許可を得て、回避することができる。

(答申)

第9条 審査請求に係る諮問があったときは、審査会は、諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

(第三者からの審査請求があった場合の答申)

第10条 審査会は、情報公開条例第13条第1項又は個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等に対する第三者(当該開示決定等に係る情報公開条例第17条第1項又は個人情報

保護条例第25条第1項に規定する第三者をいう。)からの審査請求に係る諮問があったときは、他の事件に優先して調査審議し、早期の答申に努めなければならない。

(審査会の調査権限)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第12条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出等)

第13条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(委員等による調査手続)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員及び専門委員に、第11条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第12条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第15条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

3 第1項の規定による複写を求める審査請求人又は参加人は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第16条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第17条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第6条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に三重県情報公開条例の一部を改正する条例(平成29年三重県条例第3号)の規定による改正前の情報公開条例第25条第1項に規定する三重県情報公開審査会又は三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年三重県条例第4号)の規定による改正前の個人情報保護条例第49条第1項に規定する三重県個人情報保護審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について三重県情報公開審査会又は三重県個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。

(本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正)

3 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例(平成14年三重県条例第2号)第2条の見出し中「三重県個人情報保護審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条中「三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)第49条第1項」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成29年三重県条例第1号)第3条第1項」に、「三重県個人情報保護審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則(令和元年12月23日三重県条例第25号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。